新島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

`-,	/ +!!	X - 1100 (A.C	= H F 1 U () 1 /									
区	分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質	収 支	人	、 件 費	人	件費	率 (参	考)	
		(23年度末)	A				В		В/	A	22年度の人件費率	
23年	F度	人	千円		千円		千円		1	%		%
		2,711	4,614,488	248	,255		585,084		12.7		10.3	

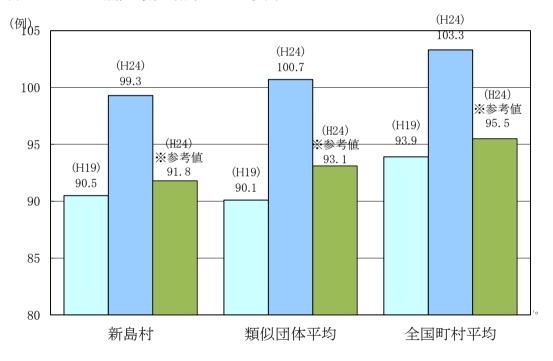
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給	与		費	一人当たり	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
	87	258,098	36,464	92,531	387,093	4,449	

 1
 職員手当には退職手当を含まない。

 2
 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの
 - 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値で ある。

2 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

(単位・四)

				(-	単位・口/
	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給の 給料月額	135, 600	185, 800	222, 900	261, 900	289, 200
最高号給の 給料月額	243, 700	307, 800	354, 700	388, 300	400,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢		平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額		
					(国ベース)		
新島村	41.8	歳	287,747 円	331,690 円	317,200 円		
東京都	42.3	歳	328,251 円	460,587 円	409,876 円		
国	42.8	歳	304,944 円	- 円	372,906 円		
E	42.0	府义	(329,917)	-	(401,789)		
類似団体	42.7	歳	305,195 円	346,802 円	332,520 円		

②技能労務職

区分	平 均 年 齢		職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
			- 1000	十均和科力領	十均和子月碩	(国ベース)	
新島村	45.3	歳	6	222,850 円	240,693 円	239,183	円
東京都	47.3	歳	1,681	301,846 円	412,232 円	376,425	円
国	49.7	歳	3,479	270,465 円	_ 円	307,506	円
	49.7	反		(285,030) 円	- 円	(323,181)	円
類似団体	49.7	歳	3	265,145 円	291,195 円	280,355	円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 2 4 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再 計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給与月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、 給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況 (24年4月1日現在)

区	分	新島村		東京都		围	
一般行政職	大学卒	172,200	円	181,200	円	163,987 (172,200)	円
州文十丁平文相联	高校卒	140,100	円	142,700	円	133,418 (140,100)	円
技能労務職	高 校 卒	137,200	円	137,200	円	137,200	_
	中学卒	137,200	円		-		_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(24年4月1日現在)

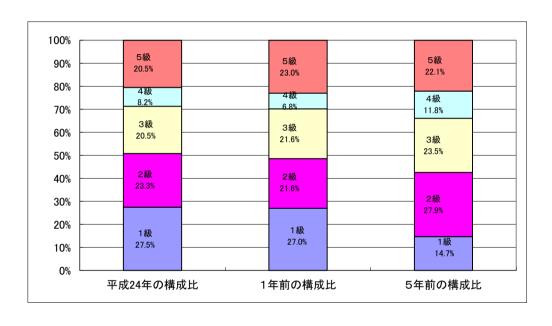
区	分	経験年数10年~14年	経験年数15年~19年	F	経験年数20年~24年		
一般行政職	大 学 卒	267,100 円	9	284,100	円	346,700	円
	高 校 卒	216,300 円	9	255,675	円	297,357	円
技能労務職	高 校 卒	- P	9	237,467	円	263,700	円
	中学卒	- Р	9	202,400	円	-	円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(24年4月1日現在)

	ヹ 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
5	級	課長・支所長・事務長・室長・主幹	人	%
J	NX	味及·又別及·爭物及·至及·王轩	15	20.5
4	級	統括係長	人	%
4	NX	机归床区	6	8.2
3	級	係長	人	%
J	/b/X	休 文	15	20.5
2	級	主任	人	%
۷	NX	五比	17	23.3
1	級	主事	人	%
1	ЛУX	エヂ	20	27.5

- (注) 1 三宅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1.勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月~9月を評定期間とし、職員に対して勤務成績の評定を実施。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日に昇給対象者への勤務成績の反映を実施しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新島	村	東京	都	国			
1人当たり平均支給額	(23年度)	1人当たり平均支給額	頁(23年度)	_			
1,160	千円	1,635	千円	円			
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)		(23年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当勤勉手当			
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分 1.35 月	分		
(-)月分	(-)月分	(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分 (0.65)月	分		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級	等による加算措置	職制上の段階、職務の総	吸等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
·職務段階別加算 3~	10%	·職務段階別加算	3~20%	•役職加算 5~20%			
管理職加算 10~	15%	管理職加算 15~	25%	•管理職加算 10~25%			

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

病気休暇や休職などの実績を支給額に反映させています。

現在のところ成績率には差を設けず、一律に支給しています。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

新	島			村	国				
(支給率)	自己都	合	勧奨•5	官年	(支給率)	自己都	合	勧奨・定	年
勤続20年	24.25	月分	33.50	月分	勤続20年	23.50	月分	30.55	月分
勤続25年	32.50	月分	43.50	月分	勤続25年	33.50	月分	41.34	月分
勤続35年	49.75	月分	59.20	月分	勤続35年	47.50	月分	59.28	月分
最高限度額	59.20	月分	59.20	月分	最高限度額	59.28	月分	59.28	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
(定年前早期退職特	・定年前早期退職特例措置 2%~20%加算								
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額 22,708 千円								

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(24年4月1日現在)

新島村は対象地域がないため支給なし。

1 1 1 2										
支給実		千円								
支給職員1人当たり		円								
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度(支給率)						
	%		人	%						

(4) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)				1,339 千円	
支給職員1人当たり平均	支給年額(23年度決算)			26,243 円	
職員全体に占める手当支	至給職員の割合(23年度)			42.5 %	
手当の種類(手当数)		10			
手当の名称	主な支給対象職員	-	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
と殺解体作業手当	一般職		においてと殺解体 に従事したとき	日額1,000円	
伝染病防疫作業従事職 員特別手当	一般職		た病防疫作業に従事 とき	日額500円	
夜間看護手当	看護師		寮所において夜間に 雙業務に従事したと	日額3.000円	
乗船手当	船員	連絡とき	各船に乗船勤務した	500~1,000円	

(5) 時間外勤務手当

支	給	実	· 績	(23	年	度	決	算)	25,590 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支給	年額	(23	年 度	決	算)	262 千円
支	給	実	· 績	(22	年	度	決	算)	23,277 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支給	年額	(22	年 度	決	算)	240 千円

(6) その他の手当(24年4月1日現在)

0) (0) [[0]	1 (247 47) 1 1 901	L/					
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実 (23年度)		支給職員1人当た 平均支給年額 (23年度決算)	<u>:</u> 9
扶養手当	大賽親族を有する職員 に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各6,500円 15歳から22歳の子につ いての加算 5,000円	同		13,591	千円	205,932	円
住居手当	賃貸住宅(支給限度額) 27,000円	同		2,367	千円	169,079	円
通勤手当	通勤のために自動車等 交通用具使用を常例と する職員に支給 交通用具使用者通勤距 離5km以上10km未満 4,000円 規則で定める 地域(若郷等)6,500円	異	支給額が異なる	1,794	千円	78,000	田
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務 をした場合に支給 宿直 4,000円 日直1,000円	異	支給額が 異なる	3,714	千円	97,737	円
管理職手当	官理Xは監督の地位に ある職員について、その 職務の特殊性に基づき 支給 課長 基本給 ×15% 主幹 基本 給資理服子ョの文紹を受	異	支給対象 者、支給割 合が異なる	11,319	千円	665,822	円
管理職特別勤務手当	官理職于ヨの又紀で又 ける職員が、臨時又は緊 急の必要、その他公務務 必要により休日等に勤務 した場合に支給6時間以 内 8,000円 6時間以上 12,000円支給	同		296	千円	37,000	円

6 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

	区	5	}	給	料		月		額	左	等
										最高/最低額	Ą
給	村		長		650,000	円		840,000	円/	230,400	円
			_	(円)					
料	副	村	長		580,000	円		705,000	円/	391,800	円
种				(円)					
	議		長		250,000	円		395,000	円/	140,000	円
±π	时艾		K	(230,000	円)		333,000	Π/	140,000	П
報	副	議	長	(190,000	円		310,000	四,	115,000	円
	14.7	HIX		(100,000	円)		010,000	1 1/	110,000	1.3
酬	議		員	`	170,000	円		290,000	円/	100,000	円
				(円)					
	市区	三町村	寸長	(22年度支約	合割合)						
	副日	日区世	仃村		2.95		月分				
期		長			2.00		71 73				
期末手											
当	議		長	(22年度支約	合割合)						
	副	議	長		2.95		月分				
	議		員								
				(算定方式))		(1期の	手当額)		(支給時	期)
\n	++		E							任期毎	
退職	村		長	650,000円×在			,	40,000			
手	副	村	長	580,000円×在	職年数×3.0	6,960,000 任其					
当											
	備		考								
(注:)		A JOL TO	アド去口而川	の () 肉は	減類世署を行	15 ± 0	A 烟 云	ナ フ			

⁽注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

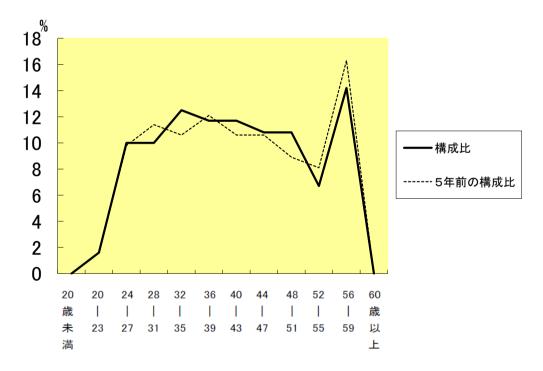
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

_ 区 分	職員	444		•			
	194 5	数数	対前年	主 な 増 減 理 由			
	平成23年	平成24年	増減数				
	1	1	0				
			1	公社派遣職員を含んでいることによる増員			
			_	(1 * 1 / 1 = 7 (A +) - 1 * X = 1			
			_	保育士欠員不補充による減員			
	10	9	-1	保健師欠員不補充による減員			
計	70	70	1				
	19	18	-1				
教育部門	11	10	-1	欠員不補充による減員			
消防部門	3	3	0				
小 計		1.0					
	14	13					
診療所	21	20	-1	看護師欠員不補充による減員			
水道	2	2	0				
下水	3	3	0				
その他	他 4		0				
小 計	30	29	-1				
合 計	123	120	-3				
	[135]	[135]					
イ ゴ 計 ト	行政部門 教所 が	総務 税務 労働 2 農水 6 商工 2 土木 6 田土木 6 田土木 6 田土木 6 田土木 6 田土木 79 教育部門 11 消防部門 3 小計 14 参療所 8 2 下水 3 その他 4 小計 30 123 135 135 135 135 135 135 135 13	総務 28 29 29 28 29 28 29 29 28 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29	総務 28 29 1 1 3 3 0 9 分働 2 2 0 0 数			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
聯早粉	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	2	12	12	15	14	14	13	13	8	17	0	120